

「有価証券の募集」の判断基準

有価証券を発行し、又は既発行の有価証券を多数の一般投資者に取得させる場合、投資者が適切な投資判断を行うために必要な情報の開示が必要。

多数の者を相手方として有価証券の取得等の勧誘を行う場合を「有価証券の募集」又は「有価証券の売出し」として定義し、開示義務を課す。

(証券取引法2③④、4)

「有価証券の募集」の判断基準

- ▶ 勧誘対象者の「人数」を考慮する人数基準
- ▶ 勧誘対象者の「属性」を考慮する属性基準

【人数基準】

有価証券の取得の勧誘を行う相手方の人数が「50名以上」であるか否かにより判断。

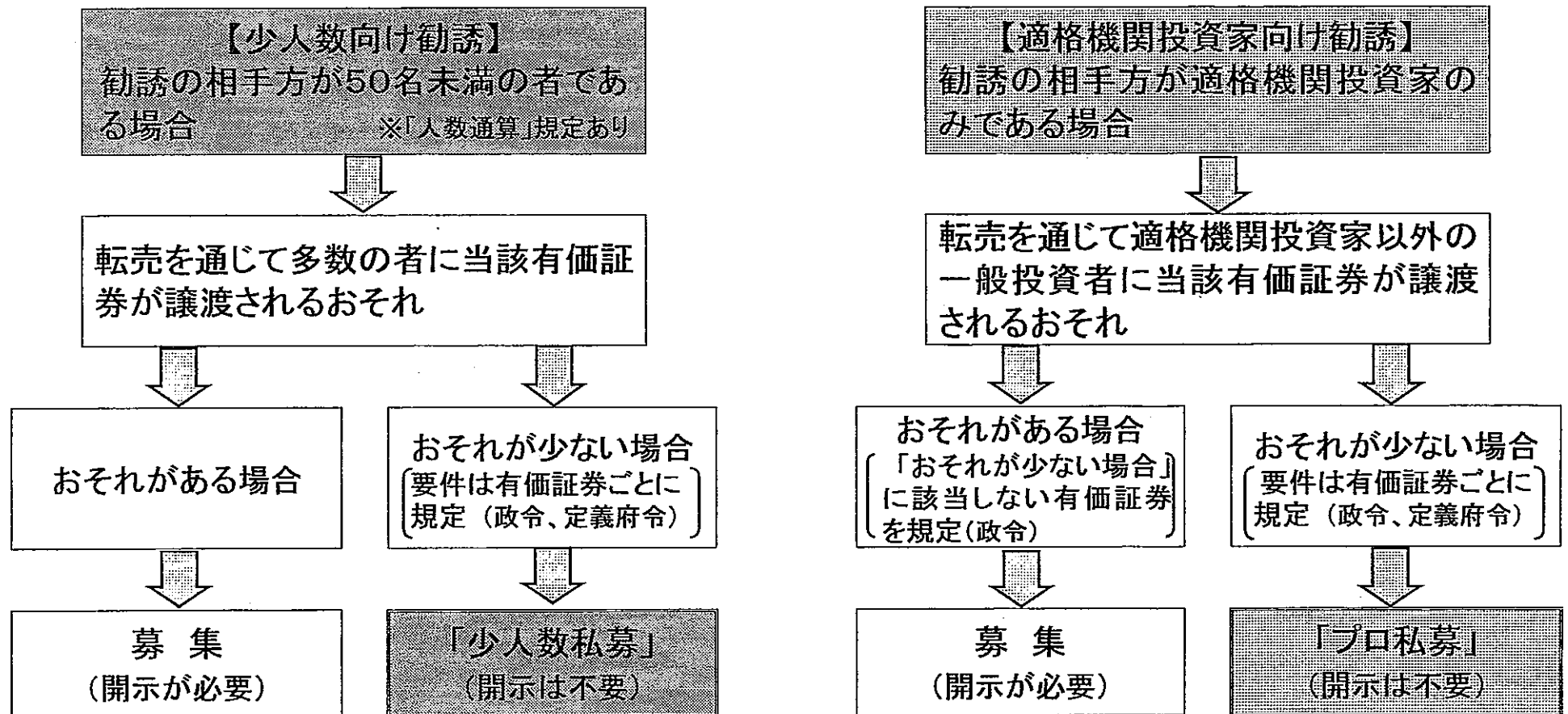
⇒ 勧誘対象者が50名未満である場合には、原則として、「有価証券の募集」には該当しない。

【属性基準】

有価証券の取得の勧誘を行う相手方が「適格機関投資家のみ」か否かにより判断。

⇒ 勧誘対象者が適格機関投資家に限定されている場合には、人数基準である「50名」以上であっても、原則として、「有価証券の募集」には該当しない。

「有価証券の募集」の判断基準(つづき)



(備考) 「政令」は「証券取引法施行令を、「定義府令」は「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」を示す。

「有価証券の募集」の定義

○ 証券取引法第2条第3項

この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘(これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下同じ。)のうち次に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一 多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合(有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者(以下「適格機関投資家」という。))のみを相手方とする場合を除く。)

【人数基準】
50名以上の
者を相手方と
する場合
(令1の4)

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合で、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

【属性基準】

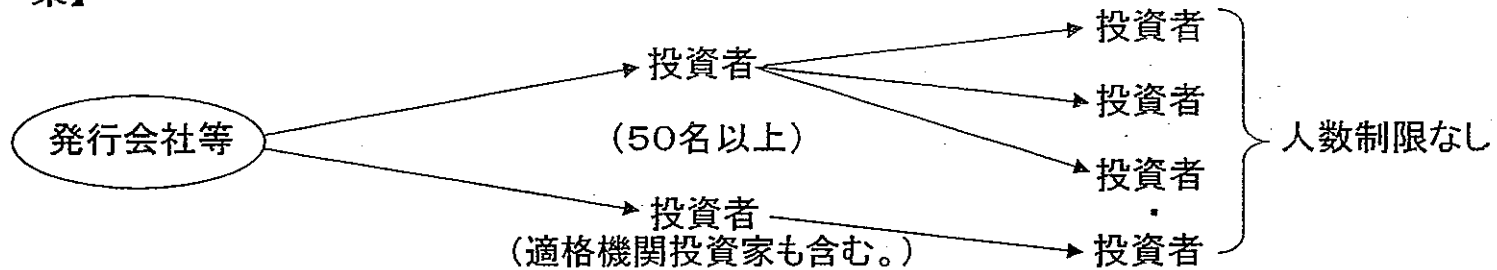
プロ私募

ロ 前号の政令で定める場合及びイに掲げる場合以外の場合(政令で定める要件に該当する場合を除く。)で、当該有価証券がその取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

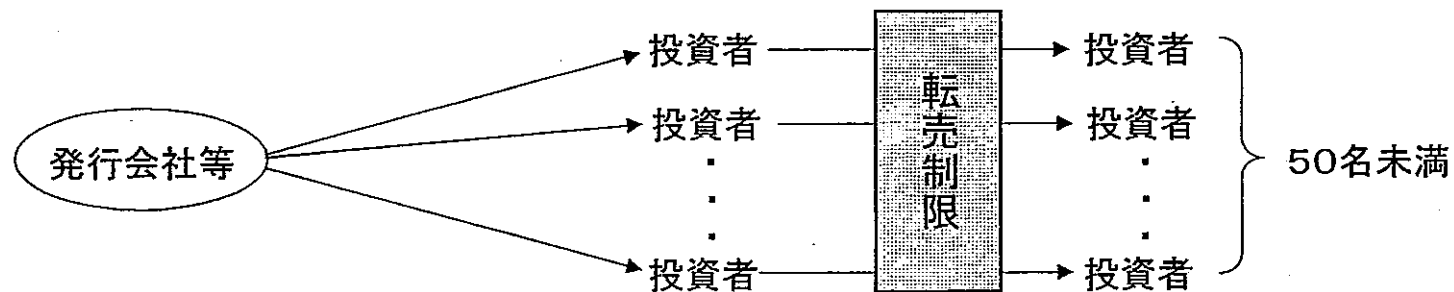
【人数基準】
少人数私募

「募集」と「私募」

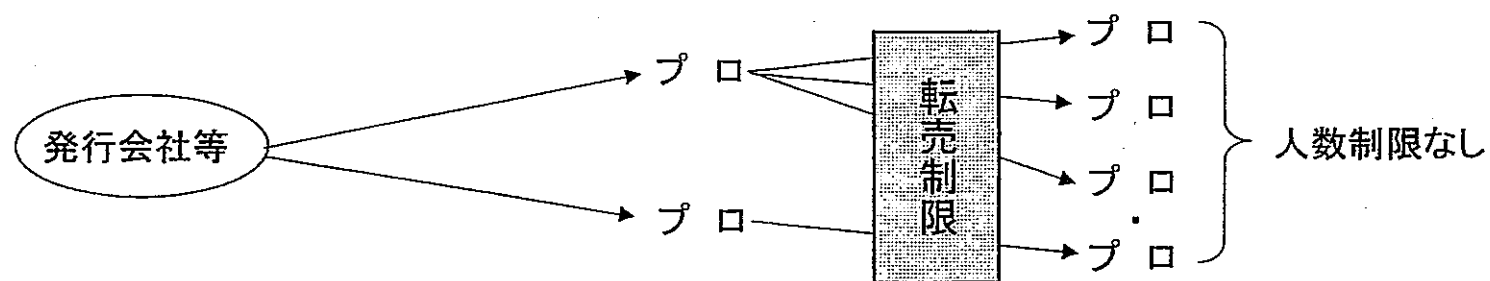
【募 集】



【少人数私募(50名以上に譲渡されるおそれの少ない場合)】



【プロ私募(プロ(「適格機関投資家」)以外に譲渡されるおそれの少ない場合)】



「募集」と「私募」の概念図

株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券					普通社債券				
公開株券等	人数基準 属性基準		50名未満の者を相手方として勧誘する場合		50名以上の者を相手方として勧誘する場合				
			多数の者に譲渡されるおそれがない場合	左記以外の場合					
	プロのみを勧誘する場合		募集						
	プロ以外の者についても勧誘する場合								
未公開株券等	人数基準 属性基準		50名未満の者を相手方として勧誘する場合		50名以上の者を相手方として勧誘する場合				
			多数の者に譲渡されるおそれがない場合	左記以外の場合					
	プロのみを勧誘する場合		募集						
	プロ以外の者についても勧誘する場合								

人数基準 属性基準		50名未満の者を相手方として勧誘する場合		50名以上の者を相手方として勧誘する場合				
		多数の者に譲渡されるおそれがない場合	左記以外の場合					
プロのみを勧誘する場合	プロ以外の者に譲渡されるおそれがない場合		プロ私募					
	上記以外の場合							
プロ以外の者についても勧誘する場合		少数私募		募集				

「適格機関投資家」

「適格機関投資家」：有価証券に対する投資に係る専門的知識・経験を有する者として内閣府令で定める者

※ 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第4条

「適格機関投資家」の範囲についての考え方(制度創設時)

機関投資家の範囲については、これを余り緩やかな基準で認める場合にはディスクロージャー制度が形骸化するおそれがあることから、ディスクロージャー制度の実効性を担保しうるか否かという観点をも踏まえ、一定の機関投資家に限定することが適当であると考えられる。

〔証券取引審議会基本問題研究会 ディスクロージャー小委員会報告〕
「ディスクロージャー制度の見直しについて(平成3年4月26日)」

「適格機関投資家」の範囲の一般事業会社への拡大

適格機関投資家の範囲を「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者」と認められるような一般事業法人に拡大すること
(「規制緩和推進3か年計画(改定)」(平成11年3月30日閣議決定))

自己の判断において有価証券に多額の投資を継続して行っている場合
⇒「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有している」

「適格機関投資家」の範囲の拡大

有価証券報告書提出会社で、毎年7月1日における最近2事業年度に係る有価証券報告書に記載された貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額の合計額が500億円以上であるもののうち、金融庁長官に届出を行った者(適格機関投資家である期間は届出を行った年の9月1日から1年間)

「適格機関投資家」の範囲の変遷

私募債ルール上の「機関投資家」の範囲	現行制度上の「適格機関投資家」の範囲				
平成4年6月現在	平成5年4月現在		現行 (「」内は追加された年月日)	者数	
証券投資信託委託業者	1	証券会社	1	証券会社	239(14.5末)
	2	外国証券会社の支店	2	外国証券会社の支店	50(「」)
	3	証券投資信託委託業者	3	投資信託委託業者	86(「」)
			3の2	投資法人[10.12.1]	13(14.10.3)
			3の3	外国投資法人[10.12.1]	12(14.8末)
都市銀行(外国為替銀行を含む。）・長期信用銀行・信託銀行・地方銀行・第2地方銀行・在日外国銀行	4	銀行	4	銀行	銀行 171 (外銀 73) (14.4末)
生命保険会社	5	保険会社	5	保険会社	生保38/損保32 (14.5末)
損害保険会社					生保22/損保31 (14.5末)
信用金庫・全国信用金庫連合会	7	信用金庫・信用金庫連合会 労働金庫・労働金庫連合会	7	信用金庫・信用金庫連合会 労働金庫・労働金庫連合会	343・1(14.4末)
労働金庫・労働金庫連合会					21・1(「」)
農林中央金庫	8	農林中央金庫 商工組合中央金庫	8	農林中央金庫 商工組合中央金庫	1
商工組合中央金庫					1
信用協同組合・全国信用協同組合連合会	9	信用協同組合・信用協同組合連合会 農業協同組合連合会(業として預金又は貯金の受入れ等を行うことができるもの)	9	信用協同組合・信用協同組合連合会 農業協同組合連合会(業として預金又は貯金の受入れ等を行うことができるもの)	204・1(「」)
信用農業協同組合連合会・全国共済農業協同組合連合会・共済農業協同組合連合会・全国農業共済協会					46(「」)
全国農業共済協会・共済組合(農林漁業団体職員、地方職員)					
	10	投資一任契約業務に係る認可を受けた投資顧問業者	10	投資一任契約業務に係る認可を受けた投資顧問業者	142(14.3末)
郵政省貯金局・簡易保険局	11	郵政省貯金局・簡易保険局	11	郵政事業庁貯金局・簡易保険局、総務省郵政企画管理局	2
大蔵省資金運用部(理財局)	12	大蔵省資金運用部(理財局)	12	財務省理財局	1
	13	年金福祉事業団	13	年金資金運用基金	1
	14	日本輸出入銀行	14	国際協力銀行	1
			14の2	日本政策投資銀行[10.12.16]	1
	15	農業協同組合・漁業協同組合連合会(業として預金又は貯金の受入れを行うことができるもののうち大蔵大臣が指定するもの)	15	農業協同組合・漁業協同組合連合会(業として預金又は貯金の受入れを行うことができるもののうち金融庁長官が指定するもの)	164(14.3末)
			16	有価証券報告書提出会社(内国会社)で一定の要件を満たすもののうち、金融庁長官に届出を行った者[11.4.1]	8(14.9.1)

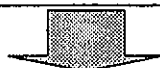
「発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け」

「公開買付制度」は、有価証券市場（取引所市場又は店頭市場）外において有価証券報告書を提出しなければならない会社が発行者である「株券等」の「買付け等」を行おうとする場合に、買付者に買付期間、買付数量、買付価格等をあらかじめ公開提示（公開買付開始公告、公開買付届出書提出）することを義務付け、これにより投資者保護（投資者に対する情報開示及び株主の平等待遇の保証）及び有価証券取引の円滑化を図ろうとするものである。

1 公開買付けの定義

有価証券報告書を提出しなければならない会社が発行者である株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの（「株券等」）の当該株券等の発行者である会社以外の者による取引所有価証券市場外における買付け等（株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。）は、公開買付けによらなければならない。

（証券取引法（以下「法」という。）27/2①本文）



「公開買付け」とは、不特定かつ多数の者に対し、公告により株券等の買付け等の申込み又は売付け等（売付けその他の有償の譲渡をいう。）の申込みの勧誘を行い、取引所有価証券市場外で株券等の買付け等を行うことをいう。

（法27/2⑥）

2 公開買付けの対象

(1) 対象となる「株券等」

有価証券報告書を提出しなければならない会社が発行者である「株券等」が対象であり、「株券等」とは次の有価証券をいう（証券取引法施行令（以下「令」という。）6①）。

- ① 株券、新株引受権証書、新株予約権証券、新株予約権付社債券（商法第211/2第4項に規定する議決権のない株式に係る株券、当該株券のみを引き受ける

権利を付与されているもの及び当該株券のみを取得する権利を付与されているものは除く(発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「他社株公開買付開示府令」という。)(2)。)

- ② ①に掲げる有価証券の性質を有する外国法人の発行する証券又は証書
- ③ ①又は②に掲げる有価証券に係る権利を表示する預託証券

(2) 対象となる「買付け等」

取引所有価証券市場(又は店頭売買有価証券市場((3)①参照))外での買付けその他の有償の譲受け(金銭以外のもの(例えば、有価証券)を対価とするものも含まれる。)が対象である。

有償の譲受けに類するものとして次のものが定められている(令6②)。

- ① 株券等の売買の一方の予約(当該売買を完結させる権利を有し、かつ、当該権利行使により買主としての地位を取得するものに限る。)
- ② 株券等の売買に係るオプションの取得(オプションの行使により買主としての地位を取得するものに限る。)(⇒「カバードワラント」の取得が含まれる。)
- ③ 対象とする株券等により償還されるEB債(他社株式転換可能債)の取得(他社株公開買付開示府令2/2)

(3) 対象とならない「買付け等」(法 27 / 2①一～五、令 7)

- ① 店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引による株券等の買付け等
- ② 新株予約権の行使及び新株引受権の行使により行う株券等の買付け等
- ③ 当該買付け等後(売買契約に基づく株券等の引渡請求権を有する場合等を含む。)の株券等所有割合が特別関係者の株券等所有割合と合わせて5%以下である買付け等
- ④ 著しく少数の者(買付け等を行う相手方の人数と当該買付け等を行う日前60日間に有価証券市場外で行った買付け等の相手方の人数との合計が10人以下である場合をいう。)から行う株券等の買付け等(公開買付者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が1/3を超えない場合に限る。)
- ⑤ 特別関係者から行う株券等の買付け等
- ⑥ 総株主の議決権の50/100超を自己名義で所有している会社の株券等の買付け等を著しく少数の者(④の「著しく少数の者」に該当する場合)から行うもの(⇒④に該当しない場合でも⑥で再び該当する。)
- ⑦ 株券等の売出し(有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出しているもの)に応じて行う株券等の買付け等
- ⑧ その他